

謝金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、本法人という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 謝金の支給対象者、対象業務の内容及び謝金の基準支払金額については、別表に掲げる通りとする。

- 2 本法人の役職員は、支給対象者と同じ業務に就いても、謝金は支給しない。
- 3 助成等選考会規程第3条第5項第1号及び第2号に規定する外部委員が選考会の業務に就いた場合は、謝金は支給しない。

(支払方法)

第3条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、本人の申し出により、本人の所属する会社等の組織に支払うことができる。

(費用)

第4条 交通費及び宿泊費、その他業務に関連して負担した費用については本法人の「出張旅費規程」を準用して支払うものとする。

(源泉徴収)

第5条 謝金の支払に際して、本法人は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(受託・助成事業)

第6条 外部諸機関・諸団体からの受託・助成事業で、その機関・団体において謝金の支給に関する規程がある場合は、その規程に従って謝金の支給を行うことができる。

(その他)

第7条 別表に掲げる基準に関わらず特別な事情がある場合、事務局長は、当該者の知名度・経験、講義の内容・難易度等を勘案し、支払金額を別に定めることができる。

- 2 前項に従い、支給金額を別に定めた場合、事務局長は理事長の承認を得なければならない。ただし、別表に掲げる基準から、1件の支払につき10,000円を超えない範囲で、支払金額を増減した場合は、この限りではない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年12月4日より施行する。(2023年12月4日理事会決議)

<別表>

謝金支払規程第2条に規定する謝金の支給対象者、対象業務の内容及び謝金の基準支払金額は以下のとおりとする。(金額は消費税を含む)

支給対象者	対象業務	基準支払金額
選考委員	助成等選考会への出席 (実働3時間以上の場合)	30,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	10,000円/回
	書面による審査	2,000円/件

支給対象者	対象業務	基準支払金額
講師等	講演会の講師 (実働3時間以上の場合)	50,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	30,000円/回
	討論会の進行役、討論者 (実働3時間以上の場合)	50,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	30,000円/回
	研修会の講師 (実働3時間以上の場合)	50,000円/回
	同 (実働3時間未満の場合)	30,000円/回

支給対象者	対象業務	基準支払金額
執筆者等	取材レポートの作成	20,000円/件
	原稿の寄稿	2,000円/400字
	イラスト	1,000円/点

※実働とは拘束時間ではなく、実際の対象業務に従事した時間を指す。

以上